

会議録（2023年度 第3回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 2023年9月25日（月） 午後1時30分～午後4時45分

2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁

3 出席者

（委員） 小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、
小谷委員、平松委員、藤森委員
（県建設局） 建設局技監、道路建設課担当課長、下水道課長、
建設企画課担当課長
（県建築局） 公営住宅課担当課長

4 会議次第

（1）開会

（2）議事

①第2回委員会 会議録について

②第2回委員会 修正評価調書の確認について

③第4回委員会審議対象事業の抽出について

④対象事業の審議について

【再評価】道路事業 5事業

下水道事業 1事業

【事後評価】公営住宅等整備事業 2事業

（3）閉会

1 第2回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第2回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第4回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第4回の対象事業は、「再評価」が、交通安全対策事業と河川事業と漁港漁場事業の11事業、「事後評価」が交通安全対策事業と道路事業の3事業、合計14事業である。この14事業から、審議対象とする8事業を抽出した。

「再評価」の抽出にあたっては、「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

交通安全対策事業については、6事業あるが、事業期間、事業費が大幅に増え、また進捗率が低い、1番の「名古屋豊田線」、事業期間が延び、進捗率が低い、3番の「知多東浦線」、事業期間、事業費が大幅に増え、進捗率が上がっていない、4番の「武豊大府自転車道線」、事業期間が延び、進捗率が低い、6番の「大府常滑線」を抽出した。

河川事業については、3事業あるが、7番の「庄内川水系」については、事業費が多く、事業内容も多数あることから、抽出した。また、進捗率が低い、8番の「御津川水系」についても抽出した。

漁港漁場事業については、2事業あるが、いずれも懸案事項となる項目は少なく、事業進捗も図られていることから抽出していない。

次に、「事後評価」の抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないかに着目した。

交通安全対策事業の1番の「国道301号」については、過去未審議事業のため、抽出した。

また、道路事業は2事業あるが、3番の「国道419（高浜立体）」については、計画を見直し、暫定2車線供用を行ったことによる事後評価となるので、抽出した。

なお、各事業及び再評価、事後評価のバランスも確認したが、懸案事項が多い事業を抽出することとし、以上を総括すると、再評価から1番・3番・4番・6番・7番・8番の6件、事後評価から1番・3番の2件の合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

(1) 道路事業

【再評価】

①道路事業：国道363号瀬戸バイパスの審議

道路建設課から説明。

[委員] 本事業区間の2車線および4車線それぞれの延長を教えてください。

[県] 2車線部分が1.4km、4車線部分が0.6km。

[委員] 前回評価時から計画交通量が変化しているが、なぜ変化したのか。

[県] 瀬戸市内の発生集中交通量が前回評価時（H17センサスベース）から今回評価時（H27センサスベース）にかけて、減少しているのが原因だと考える。

[委員] 本事業は、せと品野ICの西側区間と東側区間とで事業の意味合いが大きく異なる。西側区間は、せと品野ICへのアクセス道路としての役割を大きく担っているが、東側区間については岐阜県へ向かっており、比較的人口減少が見受けられる地区である。よって、東側区間において、事業の継続の可否について判断すべきではないか。

[県] 東側区間現道の現在の交通量は多くはないが、岐阜県の現道沿線に企業が立地しており、通勤者含め今後も東側区間の利用は見込まれる。

[委員] 本事業区間の東側及び西側について、今後事業の予定はあるのか。

[県] ありません。

[委員] 本事業により、せと品野 I C へのアクセス時間は何分短縮されるのか。

[県] アクセス時間については、大きな変化はありませんが、本事業は現道の幅員が狭く、歩道未整備箇所もあるため、本事業により交通転換を図ることで、安全性・走行性に資する事業だと考える。

[委員] 交通事故減少便益について、数値上は大きくないが、実際は交通安全に十分効果のある事業であると考えられるがどうか。

[県] 便益上の数値は大きくないが、現道区間は人家密集地帯であり、小・中学校の通学路となっているにもかかわらず、歩道の整備が行き届いていないことを考えると、実際は交通安全に十分効果のある事業と考える。

[委員] 以上のことから、東側区間の事業効果として交通安全について評価調書に追記してはどうか。

[県] 追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

②道路事業：境政成新田蟹江線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 軟弱地盤対策による事業費、事業期間の増加については当初から想定できなかったのか。

[県] 当初は用地買収前であったこともあり、事業区間直下での地質調査ができず、付近の調査を基に軟弱地盤対策の計画をしていた。しかし、実際現地にて施工したところ、プレロード盛土による沈下の収束が想定より時間がかかったことや、サンドコンパクションパイル工法やウェルポイント工法といった追加の対策が必要となったことから、事業費、事業期間が増加した。

[委員] 津波が来た場合、本路線はどうなるのか。

[県] 一部区間は津波浸水想定高以上となっているものの、全線が浸水想定高以上とはなっていない。

[委員] 物価上昇等の内訳は何か。

[県] 前回評価時点より材料費、人件費が3割程度増加しており、本事業に関してもその影響を計上した。

[委員] 前回評価時に比べ、計画交通量が減少しているのはなぜか。

[県] 事業区間周辺の発生集中量が前回評価時に比べ減少しており、その影響を受けたものだと推察される。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【再評価】

③道路事業：国道247号碧南拡幅の審議

道路建設課から説明

[委員] 便益の大きな減少は、事業費の増加が影響していると考えられるが、その要因がインターチェンジ取付箇所の工事工程見直しによるとあるが、事業前にわからなかったのかなど具体的に説明してほしい。

[県] 今回の事業区間には、明石ICと碧ICの2つのインターチェンジあり、6つのランプがある。この6つのランプについて、当初の施工方法は、通行止めすることで費用と期間を抑えられることから並行する道路を迂回路として通行止めで施工することを予定していた。しかし、工事着手前に地元等へ協議し、周辺道路の利用形態を再度調査した結果、利用する交通量と交通安全上の観点から通行止めによる施工は望ましくないとの結論に至り、ランプごとに切回して施工する方法に変更した。その結果、切回し施工としたことで事業費が増加した。

さらに、橋梁の下部工事を実施する際に、掘削を開始したら、想定外の湧水が発生したため、矢板の施工が追加で必要となったことと本事業の工事着手が令和元年からでかつ事業内容のほとんどが工事費であるため、昨今の人

件費、材料費の増加により、事業費が増加した。

[委員] 事業費が増額した理由は、インターチェンジの工程変更と湧水に対する対策との説明があったが、湧水に対する説明は、調書に記載されていないように見えるがどうか。

[県] 調書内には、港新川橋下部工のと記載がある所の最後に仮土留め工の追加と記載しており、この仮土留め工の追加が湧水への対策の説明としている。

[委員] もう少し具体的に調書に記載してほしい。

[県] 修正する。

[委員] 次回の審議内容に国道419号高浜立体があるが、連続した工区か。

[県] 今回の事業区間と高浜立体の間にもう1つ別の工区が存在する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

④道路事業：豊橋渥美線の審議

道路建設課から説明

[委員] 前回評価時から事業費が1.5倍に増えており、その要因として盛土材の運搬と函渠工基礎部の地盤改良が挙げられているが、今回どうして必要になったのか。

[県] 事業費増の要因のうち盛土材の運搬について、当初は搬出側で盛土材を運搬する予定だったが、本工事と搬出側の工程調整の結果、本工事で盛土材を運搬することとなったため、事業費が増額した。

函渠工基礎部の地盤改良について、当初は函渠直下の地質調査が用地買収前に行えず、付近の調査結果をもとに地質を想定した。しかし、用地買収後の地質調査により想定よりも軟弱地盤が厚いことが判明したため、地盤改良工が追加となり増額した。

[委員] 変動要因のところには、必要性を含めた形で示してほしい。

[県] 表記については、工夫する。

[委員] 幅員について、随分広く確保されているが特別な理由があるか。

[県] 都市計画道路の幅員が35mとなっているため、幅員35mで整備を進めている。

[委員] それについて調書に注記する必要があるのではないか。

[県] 事業のあらましに記載することとし、記載内容については検討する。

[委員] この辺りは、若干起伏があるくらいで比較的平地だと思うが、盛土はどれくらい盛るのか。

[県] それほど大きなものではない。

[委員] 盛らないといけないのか。

[県] 前後の取り付けや縦断など構造的に望ましいため必要であると考える。

[委員] 切っているところはないか。

[県] ほとんどない。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

⑤道路事業：小垣江安城線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業費の増加の理由のうち、残土の運搬について、安城工区で用地買収の影響で遅れたため、別のところから運搬することとなったという認識でよいか。

[県] 当初、搬出側で盛土材を運搬する予定だったが、本工事と搬出側の工程調整の結果、本工事で盛土材を運搬することとなった。

[委員] 明治用水の付け替え工事による片側交互通行規制について、この工事自体は当初から計画されていたと思うが、片側交互通行規制にするのか別の方法にするのかを考慮して、片側交互通行規制になったのか。

[県] 明治用水の暗渠が、提示された埋設深さと異なり、掘削の影響が隣接する県道部に及ぶため交通安全確保のため、昼夜間の片側交互通行規制となった。

[委員] 地耐力の確保というのはそれほど金額が高いものではないが、どのようなものか。

[県] コンクリート擁壁の下の地盤が想定よりも悪く、セメントを混ぜて強化する必要があり、地耐力の確保と表現している。

[委員] 地耐力の確保も地盤改良の範疇に含まれるので合わせてしまってもよいのではないか。

[県] 現場発生した流用土を盛土区間に持っていく予定をしていたが、想定より土質が弱いことが判明し、地盤改良をした。地耐力の確保とは意味合いが違うため分けて表記したが、調書の記載について内容を工夫する。

[委員] 工事費が14.5億(6.0億+8.5億)から20.1億に増額となっているが、工区ごとの内訳を表に記載してもらえるとわかりやすい。

[県] 安城工区が6.0億から7.5億、刈谷工区が8.5億から12.6億に増額しており、合計して20.1億となっている。工区ごとの内訳がわかるように調書を修正する。

[委員] 元々別の2つの事業を、今回合わせて1つの事業として評価した理由は。

[県] 当初の計画では、安城工区を先行して供用し、その後、刈谷工区を供用させる予定であったが、安城工区が用地買収に不測の時間を要するなど進捗が遅れ、結果的に刈谷工区と同時に完了する見込みとなったことから、2つの工区を一体的に1つの工区として再評価を行った。一体で評価する理由を調書に簡潔に記載する。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

(2) 下水道事業

①費用対効果の算定方法

下水道課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

②下水道事業：衣浦西部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 汚泥有効利用効果は具体的にどんな内容か。

[県] 汚泥はセメント原料や肥料原料等にして有効利用している。マニュアルでは埋立地での処分費用と有効利用したときの費用の差額分を効果として見込めるようになっている。

[委員] 2006年のマニュアルでも汚泥有効利用は入ることになっていたか。

[県] 前回評価時(2013年度)は2006年のマニュアルを使っておりそのときから見込むようになっている。具体的な計上が前回はなかったが、今回から計上している。

[委員] 事後評価は公共用水域の水質保全となっているが、下水道事業で事業評価するときの項目はあらかじめ決められたものがあるか。

[県] BOD達成率メインで説明することになる。この調査地点での水質監視は継続して行っていく。

[委員] CVM(仮想金銭化法)の計算は国のマニュアルか、愛知県オリジナルか。

[県] 2017年度に県でアンケート調査を行っており、1世帯あたり年いくら払えるという値で評価している。その金額は伊勢湾流域で43,440円。

[委員] 既にほぼ終わっているとすると、完了5年目でもあまり変化はない結果になるのか。

[県] 下水道事業の特性もある。下水道のような大きい事業は、部分的段階的に

施工していったら 10%でもつながれば便益が生じてくる。従前の便益、今の便益、将来的な便益というものが変動していかない部分がある。今後 7 年で事業完了を予定しているので、次の事後評価でもほぼ変わらない数値で出てくると考えている。

[委員] 評価対象は県が行っている下水道事業の部分のみを切り出しているのか。

[県] 審議対象は流域下水道だが、市町の面整備がないと事業効果が発揮できないため市町の事業を含めて全てで評価を行う。国のマニュアルでもそのようになっている。

[委員] 愛知県の下水道普及率が全国平均から低い理由は。

[県] 下水処理場の立地に対して地元合意が取れなかったため、下水道事業に取り組むのが遅かった地域があり、そういった地域の普及率が低くなっている。

[委員] これから計画区域が増えていくことはあるか。いつまでたっても終わらないということはないか。

[県] 昨年度に全県域汚水適正処理構想の見直しをしており、未整備の区域は下水をやめて合併浄化槽など個別処理に変更した。農業集落排水やコミュニティプラントといった中規模の処理場を下水に取り込む広域化・共同化の動きはあるが部分的な接続で済むため、下水道で整備する事業量が増えるわけではない。未整備の区域は少なくなっていく方向と考えている。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

(3) 公営住宅等整備事業

【事後評価】

①公営住宅等整備事業：高御堂住宅 1 街区の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 現在、住んでいる方の年齢や世帯人数は。

[県] 手元にデータがない。

[委員] 事業費について、事前評価時は 48.3 億円であったが、実績としては

32. 6億円とかなり縮減したということか。

[県] 事前評価時は5棟360戸で48.3億円であったが、事業途中で従前入居者の再入居先の確保ができたことから戸数の精査を行い、最終的には3棟234戸としたため、それに応じて事業費が縮減した。

[委員] かなり立地がよく、入居率も97%と高いが、戸数を減らしたことで入居したい人が入居できていないということはないか。

[県] 事業目標である従前入居者の再入居先を確保できているため、問題ないと考える。

[委員] 建替後の戸数は個々の住宅の状況に応じて決定していると思うが、県営住宅全体の戸数については別途計画を立てているのか。

[県] 2019年度に愛知県営住宅長寿命化計画を策定しており、その中で、今後30年間で管理戸数を1～2割減らすこととしている。

[委員] 団地外へ出たくないけれどやむを得ず出て行った人はいないのか。団地外に引っ越した人はどのような理由なのか。

[県] 理由については、アンケートをとっていないのでわからない。

[委員] 移転交渉はどのように行うのか。

[県] 建替決定後、事業内容を従前入居者に説明し、建替後の新棟に入りたい、他の県営住宅に入りたい、この機会に親族と同居するなどの意向を聞いている。

[委員] 自由意向ということか。

[県] はい。

[委員] 従前と従後で家賃はどのくらいの変化があるか。

[県] 家賃は入居者の収入等によって変わるが、最も収入が低い区分では、従前は3Kで12,400円、従後は2DKで24,500円と約2倍、3DKで30,300円となっている。

[委員] 家賃が高くなったことで追い出したことにはならないのか。

[県] 従前入居者に対しこちらから様々な選択肢を提示したうえで、家賃などを踏まえて選んでいただいている。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

②公営住宅等整備事業：小島住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 今回の事業は従前戸数から半減しているが、長寿命化計画の中で、住宅によって減らす割合などが決まっているのか。

[県] 決まっているわけではないが、小島住宅の場合、建替区域210戸のうち入居戸数は114戸と約半分となっていたため、それに見合った建替後戸数としている。

[委員] 戸数を減らしたことで未利用の土地があるが、現在はどのようなになっているのか。

[県] 小島住宅の場合、建替区域西側が余剰地となっているが、利活用については今後検討することとなっている。県事業で利用しない場合は、市に利用についての意向を聞き、それでも決まらない場合は売却している。

[委員] 余剰地の利用方法は住棟が完成した時点では決まっていないものなのか。

[県] はい。

[委員] 現在は空き地なのか。

[県] はい。

[委員] 従前入居者の再入居先にある既存住棟とはどこのことか。

[県] スライド4ページの図の中で、事業対象区域の南側にある住棟のことであ

る。小島住宅は全体で7棟あったが、そのうちの古い6棟を建て替えた。事業対象区域外の住棟は平成13年築で、比較的新しいので残している。

[委員] 入居率は比較的高いため、このくらいの戸数が適切だったということか。

[県] そのように考えている。

[委員] この地域は自動車産業が盛んであるため外国人労働者も多いが、小島住宅も外国人が多く居住しているのか。

[県] ある程度の割合はいる。

[委員] 従前入居者で新棟へ入居したのが68戸で、現在92戸入居しているということは、24戸は後から引っ越してきていることになるが、その中に外国人労働者も一定数いるということか。

[県] 従前入居者が入居しなかった住戸については、公募により入居していただいているため、そのように考えられる。

[結論] 対応方針（案）を了承する。